

第 26 回  
福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会  
総 会 資 料

1、議 事

議案第1号 令和2年度事業報告について

議案第2号 令和3年度事業計画（案）について

2、そ の 他

令和3年度役員体制

安全宣言

令和2・3年度会員名簿

福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会規約

喜多方建設事務所建設工事安全対策重点計画書

喜多方労働基準監督署配布資料

**安全協議会からのお願い**

- ①これから暑くなりますので、熱中症対策の徹底をお願いします。**
- ②家族・会社を守るため、コロナウイルス感染防止対策の徹底をお願いします。**

**詳しくは、喜多方労基さんの配布資料を確認願います。**

## 令和2年度事業報告

日 時	内 容	
令和2年5月11日(月) 発出 ※書面開催	令和2年度第1回幹事会 ①第25回安全推進協議会総会次第(案)について ②令和元年度事業報告について ③令和2年度事業計画(案)について ④その他	
令和2年5月29日(金) 発出 ※書面開催	第25回 安全推進協議会総会 ①令和元年度事業報告について ②令和2年度事業計画(案)について	
令和2年8月27日(木)	令和2年度第2回幹事会 建設業協会喜多方支部	労働災害標語募集及び安全パトロールの開催に係る意見交換
令和2年10月1日(木) ～10月30日(金)	労働災害防止の標語募集	
令和2年10月1日(木)	官民合同安全パトロール 出席人数 13名 ※最小限の人数で開催	①喜多方3箇所、猪苗代3箇所パトロール ②講評は各現場で行い、安全パトロール結果報告会は中止
令和2年11月25日(水)	労働災害防止の標語募集に係る最終選考会 合同庁舎3階大会議室	全116件の応募の中から、最優秀賞1件、優秀賞2件、特別賞2件を選定
令和2年12月17日(木)	労働災害防止に係る標語募集の表彰式及び安全講習会 熱塩加納総合支所 3階大ホール 出席人数 47名	表彰式 最優秀賞:東信建設工業(株) 東條 泰治 氏 優 秀 賞 :国土防災技術(株) 羽根田 宗将 氏 東信建設工業(株) 武藤 幸江 氏 特 別 賞 :(株)高橋建設 新国 真由美 氏 建設業協会猪苗代支部 笠原 かよ子 氏 安全講習会 講 師:喜多方労働基準監督署 労働安全コンサルタント 湯田 亨 氏

## 令和3年度事業計画

### 【事業計画】

- 1 事故防止に関する指導及び助言（安全パトロール）
  - (1) 発注者及び受注者合同の安全パトロール（年2回）
  - (2) 発注者単独、または請負者単独で実施（随時）
  - (3) 必要に応じ臨時の安全パトロール
- 2 事故防止対策に関する啓蒙活動
  - (1) 安全対策に関する講習会
  - (2) 安全に関する現場条件等を特記仕様書に記載
  - (3) 施工計画書の拡充  
（現場条件や社会条件（コロナウイルス感染防止対策）などを反映）
  - (4) 協議会ホームページの拡充
  - (5) 労働災害防止に係る標語募集
  - (6) 安全協議会ニューズレターの発行
- 3 事故防止対策の実施状況等の進行管理

官民合同パトは、その時点のコロナ感染状況を踏まえ、中止、規模縮小、通常開催の何れかを判断します。

### 【実施予定時期】

- |       |                        |
|-------|------------------------|
| 7月上旬  | 第1回安全パトロール（全国安全週間）     |
| 10月上旬 | 第2回安全パトロール（全国労働衛生週間）   |
| 10月上旬 | 労働災害防止に係る標語募集          |
| 12月中旬 | 安全対策に関する講習会及び標語優秀作品の表彰 |

通常、年度当初に開催する総会は、現在の会津地方でコロナ感染者数が増加している状況を鑑み、書面開催とします。

## 令和3年度 福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会役員体制

役 職 名	所 属	備 考
会 長	福島県喜多方建設事務所長 藤由 英樹	
副 会 長	福島県建設業協会 喜多方支部長 樫内 秀司	樫内建設工業(株)
副 会 長	福島県建設業協会 猪苗代支部長 渡部 寛規	渡部産業(株)
幹 事 長	福島県建設業協会 喜多方支部副支部長 茅原文和	(株)相模
副 幹 事 長	福島県建設業協会 猪苗代支部副支部長 東條 泰治	東信建設工業(株)
幹 事	喜多方建設事務所 次長兼総務部長 長谷部 哲晃	
〃	喜多方建設事務所 事業部長 湯田 博文	
〃	猪苗代土木事務所長 高橋 英晴	
〃	福島県建設業協会喜多方支部理事 唐橋 淳	(株)唐橋
〃	福島県建設業協会喜多方支部技術委員 山内 大介	(株)海老名建設
〃	福島県建設業協会猪苗代支部技術委員 安部 雄哉	安部建設(株)
事 務 局	喜多方建設事務所 河川砂防課長 加藤 淳	
〃	福島県建設業協会 喜多方支部 福島 久美子	
〃	福島県建設業協会 猪苗代支部 笠原 かよ子	
〃	福島県建設業協会 猪苗代支部 佐藤 郁恵	

# 安 全 宣 言

建設工事における安全管理の重要性については、従来より広く認識されているところですが、建設労働災害が依然として高止まりしている背景から、これまで以上に、発注者、受注者が連携して、一層の安全対策を図り、工事を無事故で完了させることが求められております。

そのために、私達、会員一同は、もう一度、基本に立ち返ったうえで、労働災害防止のため、下記の5項目を実施します。

## 【会員全員で唱和】

- 一、私達は、整理・整頓・清掃を実行し、正確な手順で安全確保に努めます。
- 一、私達は、リスクアセスメントを実行し、危険ゼロの職場環境を目指します。
- 一、私達は、健康管理に注意し、日々の業務に従事します。
- 一、私達は、交通規則を守り、安全運転を心掛け、マナーアップに努めます。
- 一、私達は、笑顔を絶やさず、明るく元気な挨拶をし、常に、建設工事のイメージアップに努めます。

私達は、労働災害防止対策を全力で取り組み、公共工事の労働災害及び公衆災害を撲滅することを、ここに宣言いたします。

令和3年6月吉日

福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会

## 令和2・3年度会員名簿

No.	会社名	No.	会社名
1	(株)会津電気工事	36	明誠建設(株)会津支店
2	会津法面(株)	37	(株)目黒工業商会
3	穴澤建設(株)	38	(株)森口電気商会
4	安部建設(株)	39	矢田工業(株)
5	荒井建設(株)	40	八ッ橋設備(株)
6	(株)飯豊建設	41	渡部産業(株)
7	(株)海老名建設	42	渡部電気工業(株)
8	(株)大塚工業	43	
9	(株)オクガワ	44	
10	(株)オグラ総建	45	
11	奥山ボーリング(株)福島支店	46	
12	檜内建設工業(株)	47	
13	金子工業(株)	48	
14	(株)唐橋	49	
15	(株)環境建設	50	
16	(有)菊地工務店	51	
17	(株)郡山塗装	52	
18	国土防災技術(株)	53	
19	(株)小滝建設	54	
20	(株)相模	55	
21	(株)佐藤電設	56	
22	鈴木建設(株)	57	
23	(有)スズケン	58	
24	(株)セントラル設備	59	
25	第一緑化工業(株)	60	
26	(有)耐伸建設	61	
27	大鳳建設(株)	62	
28	(株)高橋建設	63	
29	東栄建設(株)	64	
30	東信建設工業(株)	65	
31	(有)西会津道路	66	
32	日本地下水開発(株)福島営業所	67	
33	(株)長谷川建材	68	
34	(株)北部技建	69	
35	(株)丸正	70	

## 福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会規約

### (名称)

第1条 この会は、福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会(以下「本会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 本会は、福島県喜多方建設事務所(以下「県」という。)が発注する建設工事及び工事監理を行う受託工事に伴う事故の発生を未然に防止し、かつ就労者の安全、衛生及び作業環境の向上を図るための自主的活動を促進し、もって建設工事の円滑なる進捗に資することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に定める「福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会 公共工事安全推進計画」に基づき事業を行う。

### (構成)

第4条 本会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 福島県建設業協会喜多方支部及び猪苗代支部の会員にある者
  - (2) 県が発注する建設工事を受注した請負業者(前号の者を除く)
  - (3) 別表第1に掲げる職にある者
- 2 前項第2号の者の会員たる資格を有する期間は、県と工事請負契約を締結した時から当該工事完了後初めて開催される年度始めの総会までとする。

### (役員)

第5条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 別表第2に掲げる職にある者

### (役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、本会の事業に関する企画及び立案並びに記録を行う。

### (役員選任)

第7条 会長は、福島県喜多方建設事務所長をもって充てる。

- 2 副会長は、福島県建設業協会喜多方支部長及び猪苗代支部長をもって充てる。
- 3 幹事は、会員のうちから会長が指名する。

### (役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期とする。

### (顧問)

第9条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、別表第3に掲げる職にある者を、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の要請により、会議に出席し意見を述べることができる。

( 総 会 )

- 第 10 条 総会は、毎年度始めに会長が召集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を召集する。
- 2 総会は、次の事項を議決する。
    - (1) 規約の制定又は改正
    - (2) 事業計画の承認
    - (3) 事業計画および報告
    - (4) その他本会に関する重要な事項
  - 3 総会の議長は、会長がその任にあたる。
  - 4 総会は、会員の2分の1以上の出席で成立する。
  - 5 総会の議事は、出席した会員の半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 幹 事 会 )

- 第 11 条 幹事会は、幹事で構成する。
- 2 幹事会には、幹事長及び副幹事長を置き、会長がこれを、指名する。
  - 3 幹事会は、次の事項を処理する。
    - (1) 総会に提出する議案の予備審議
    - (2) 第3条に掲げる事業の実施に関する事項
    - (3) その他必要と認めた事項
  - 4 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
  - 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 事業年度 )

- 第 12 条 本会の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

( 事 務 局 )

- 第 13 条 本会の事務局は、福島県喜多方建設事務所、福島県建設業協会喜多方支部に置く。

( その他 )

- 第 14 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- この規約は、平成7年12月20日から施行する。  
この規約は、平成11年6月18日から施行する。  
この規約は、平成17年7月8日から施行する。  
この規約は、平成19年10月25日から施行する。  
この規約は、平成20年10月28日から施行する。(第15条の第1項)  
この規約は、平成21年5月28日から施行する。  
この規約は、平成22年5月25日から施行する。(第4条第1項(3))  
この規約は、平成27年6月12日から施行する。(第3条)  
この規約は、平成28年6月10日から施行する。(第5条第1項(3))

別表第1 第4条第1の(1)、(2)以外の会員

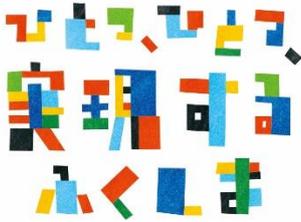
役職名	所 属	職 名	備 考
会 員	喜多方建設事務所	所 長	
〃	〃	次 長	
〃	〃	企画管理部長	
〃	〃	事業部長	
〃	〃	建築住宅部長	
〃	〃	企画調査課長	
〃	〃	管理課長	
〃	〃	専門技術管理員	
〃	〃	道路課長	
〃	〃	河川砂防課長	
〃	〃	猪苗代土木事務所長	
〃	〃	猪苗代土木事務所業務課長	
〃	〃	大峠・日中総合管理事務所長	

別表第2 第5条第1項の関係

役職名	所 属	職 名	備 考
幹 事 長	福島県建設業協会 喜多方支部	副支部長	
副幹事長	福島県建設業協会 猪苗代支部	〃	
幹 事	喜多方建設事務所	次 長	
〃	〃	事業部長	
〃	猪苗代土木事務所	所 長	
〃	福島県建設業協会 喜多方支部	理 事	
〃	福島県建設業協会 喜多方支部	技術委員	
〃	福島県建設業協会 猪苗代支部	〃	
事務局	喜多方建設事務所	河川砂防課長	
〃	福島県建設業協会	喜多方支部、猪苗代支部	

別表第3 第9条関係

所 属	職 名	備 考
喜多方労働基準監督署	署 長	
会津労働基準監督署	〃	
喜多方警察署	〃	
猪苗代警察署	〃	



令和3年4月27日  
福島県喜多方建設事務所

## 令和3年度建設工事安全対策重点計画を公表します

### 【概要】

福島県土木部では、工事の安全な施工の確保を図ることを目的とし、平成27年2月に「福島県建設工事安全対策要綱」及び「土木部基本方針」を策定しました。

このたび、喜多方建設事務所では、令和3年度において、安全管理に関して重点的に取り組むに当たり、「スローガン」及び「具体的な取り組み内容」を記載した重点計画書を作成しました。土木部基本方針と各出先事務所の重点計画は、土木部技術管理課のホームページからご覧いただけます。

### (1) 令和3年度のスローガン

- あ…安全第一
- か…快適職場
- べ…ベストな体調
- こ…コロナ予防

### (2) 具体的な取り組み内容

- ① 抜き打ち安全パトロールの実施
- ② 官民合同安全パトロールの実施
- ③ 労働安全講習会の開催
- ④ 現場工程会議の開催
- ⑤ 情報発信の強化
- ⑥ 労働災害防止に関する標語の募集



### <安全パトロールの様子>



コロナ感染防止のため、必要最小限の人数で開催しました。

### 【問い合わせ先】

福島県喜多方建設事務所  
(担当者) 事業部長 湯田 博文  
電話 0241-24-5705 内線 303  
FAX 0241-24-5729